

川崎市建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査制度実施要領

(目的)

第1条 本要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の円滑な運用のために実施する建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査（以下「事前審査」という。）について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本要領は、川崎市へ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行う予定の建築物のうち、建築主が希望するものについて適用する。

(事前審査の手続き等)

第3条 事前審査を受けようとする建築主は、別に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査願書」（以下「願書」という。）に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項から第3項（同規則第9条において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて、市長に提出するものとする。

(建築主及び設計者の義務)

第4条 建築主は、当該建築物を法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合させなければならない。
2 設計者は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう設計し、図面を作成しなければならない。

(事前審査の内容等)

第5条 市長は、当該建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを審査する。

(事前審査の結果の通知)

第6条 市長は、前条の審査の結果、計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを認めるときはその旨を、建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めるとき、又は建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及び理由を記載した事前審査の結果を建築主に通知する。

(事前審査の目標審査期間)

第7条 市長は、願書受付後14日以内を目標に、前条の事前審査の結果を通知するよう努める。

(図書の訂正等)

第8条 市長は、計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めるとき、又は提出された図書の記載によっては建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定できないときは、図書の訂正又は追加説明（以下「訂正等」という。）を求める。

(事前審査の終了)

第9条 市長は、計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを認めるとき、又は前条により求めた訂正等が終了したことを認めるときは、事前審査を終了する。

2 提出された図書及び書類の記載事項に、著しく不整合が認められた場合、建築主又は設計者の都合による計画変更があった場合、又は訂正等が長期にわたり適正に行われなない場合は前項に関わらず事前審査を途中で終了し、その旨を建築主に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)

第10条 建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして事前審査を終了したものは、法第11条第1項又は第12条第2項に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画を市長に提出又は通知し、適合性判定を受けるものとする。

2 事前審査で提出した書類は、事前審査終了後、法第11条第1項又は第12条第2項に基づき提出又は通知する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の一部として扱うこととする。

附則

1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成31年3月27日から施行する。

附則

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。